

## 再 評 価 書

箇所名	一般国道368号(奥立川)		事業名	道路事業	課名	道路建設課 (津建設事務所)
事業概要	工期 (下段当初) <sup>※1</sup>	平成26年度～令和15年度	全体事業費 (下段当初) <sup>※1</sup>	1,447百万円(負担率:国50%:県50%)		
		平成26年度～令和15年度		1,447百万円(負担率:国50%:県50%)		
事業目的及び内容						
<p><b>■当該路線の概要</b></p> <p>一般国道368号は、伊賀市から一部奈良県宇陀郡御杖村を經由し、多気郡多気町に至る延長71kmの幹線道路であり、災害の発生時に避難・救助・救援活動の基盤となる「第2次緊急輸送道路」に指定されています。三重県内では中南勢地域と伊賀地域、また、一般国道369号を經由して奈良・大阪方面を結び、生活・経済を支える重要な路線となっています。</p> <p>事業区間は、線形不良で極めて狭隘な道路のため、乗用車同士のすれ違いが困難な状況となっており、日常的な生活、災害時の物資輸送や救急搬送などに支障をきたしています。また、大型車の通行が困難であるため、木材の運搬や観光バスが大きな迂回をしており、交通のアクセスが課題となっています。</p> <p>このようなことから、幅員狭小及び線形不良の解消を図るため、安全で円滑な交通環境の確保のため、平成26年度に事業着手しました。</p> <p>一般国道368号(奥立川)の整備によって大型車の通行困難な状況を解消し、安全・安心、快適な道路環境を形成するとともに第2次緊急輸送道路としての機能を強化します。また、大型車の通行が可能となることにより、広域的な物流支援や、地場産業である林業の一層の発展、観光バスの受入れによる観光促進などの地域おこしへの寄与が期待されます。</p> <p><b>■事業目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全・安心、快適な道路環境の確保</li> <li>・緊急輸送道路の機能強化</li> <li>・産業・観光振興の支援</li> </ul> <p><b>■事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業計画期間 20年間(平成26年度～令和15年度)</li> <li>・全体事業費 1,447百万円(工事費:1,436百万円,用地費:11百万円)</li> <li>・計画延長 L=1.0km(起点)津市美杉町上多気～(終点)松阪市飯南町</li> <li>・幅員 W=6.0m(7.5m)</li> <li>・主要構造物 橋梁4橋、トンネル80m</li> </ul>						
事業主体の再評価結果						
<p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成26年度に事業採択後、一定期間(10年)を経過し、継続中の事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条(2)に基づき再評価を行いました。</p>						
<p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗状況</p> <p>① 令和5年3月末時点の事業進捗率は事業費ベースで9.3%(工事9.3%,用地6.3%)となっています。ただし、取得済みの用地を面積ベースにすると95%となっています。</p> <p>② 令和4年度までに、延長0.2kmが供用済みです。</p> <p>2-2 今後の見込み</p> <p>令和15年度の全線供用に向け、事業を推進します。</p>						
<p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>一般国道368号は第2次緊急輸送道路に指定されていますが、大型車の通行が困難な状況は変わっておらず、引き続き早急な対処が望まれるため、必要性に変化はありません。</p> <p>また、一般国道368号は、奈良や大阪方面から松阪地区や南勢地域への最短ルートであり、令和3年に多気郡多気町において大型商業リゾート(多気VISON)が開業したことで、事業の必要性が更に増加しています。</p>						

#### 4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

##### 4-1 費用対効果分析

###### ① 前回評価時の費用対効果分析の結果 ※2

<b>【前回評価時】</b> (平成 26 年時)	
総費用 (C)	8.9 億円
総便益 (B)	16.8 億円
費用便益比 (B/C)	= 1.9

###### ② 費用対効果分析の結果 ※3

費用便益比 (B/C)	総費用 (C) (残事業) / (事業全体)	総便益 (B) (残事業) / (事業全体)
<b>【事業全体】</b>	9.2 億円 / 11 億円	13.7 億円 / 13.7 億円
1.2	事業費 : 8.9 億円 / 11 億円	走行時間短縮便益 : 8.6 億円 / 8.6 億円
<b>【残事業】</b>	維持管理費 : 0.3 億円 / 0.3 億円	走行経費減少便益 : 5.0 億円 / 5.0 億円
1.5		交通事故減少便益 : 0.1 億円 / 0.1 億円

###### ③ 感度分析の結果 ※4

<b>【事業全体】</b>	<b>【残事業】</b>
交通量 : B/C = 1.1~1.3 (±10%)	交通量 : B/C = 1.4~1.7 (±10%)
事業費 : B/C = 1.1~1.3 (±10%)	事業費 : B/C = 1.4~1.7 (±10%)
事業期間 : B/C = 1.0~1.4 (±20%)	事業期間 : B/C = 1.5~1.7 (±20%)

※出典：費用便益分析マニュアル（令和 4 年 2 月 国土交通省 道路局 都市局）

##### 4-2 その他の効果

###### ① 安全・安心、快適な道路環境の確保

- ・地域住民（美杉町上多気地区）が日常的な買い物を行う施設が集積している松阪市飯南町へは、幅員が狭小であり見通しの悪い区間を通行しなければならず、それらを避けて通行するには大幅な迂回や、距離の離れた久居方面へ向かわなければならず、日常的な移動に対して大きな負担となっています。
- ・県外から南勢・伊勢志摩方面へは奥立川工区である国道 368 号が最短経路となっていますが、相互交通が困難なことによる渋滞が発生しやすいため、道路利用者の円滑な通行が困難となっています。
- ・奥立川工区の整備により、迂回等の必要性を解消し地域住民の生活を支援します。
- ・また 2 車線道路となるため、地域住民の快適な交通環境を整え生活を支援するとともに、県外からの道路利用者の安全安心で快適な交通を確保します。

###### ② 緊急輸送道路の機能強化

- ・一般国道 368 号は第 2 次緊急輸送道路に指定されていますが、事業区間は大型車の通行はもちろん、乗用車同士のすれ違いも困難であるため、緊急輸送活動の重大な支障となります。
- ・奥立川工区の整備により、緊急輸送活動への寄与が期待されます。

###### ③ 産業・観光振興の支援

- ・美杉地域は、「美杉材」として高く評価されるほど、古くから林業が盛んな地域ですが、木材を取り扱うウッドピア松阪が位置する松阪地区や南勢地域へ出荷するには大きな迂回を強いられています。
- ・伊勢本街道等を活かした観光（年間延べ約 4.8 万人(令和 4 年)）がありますが、奥立川工区で大型バスが通行困難なため、誘客の支障となっています。
- ・一般国道 368 号は奈良や大阪方面から令和 3 年開業の大型商業リゾートである多気 VISON や南勢・伊勢志摩方面への最短ルートですが、当該工区を避けた大幅な迂回が強いられています。奥立川工区周辺には飲食店などもあり、道路利用者の立ち寄りも想定されています。
- ・奥立川工区を整備することで、木材運搬の大型車やバスの利用が可能となり、産業の更なる発展や観光誘客への効果が期待されます。
- ・奥立川工区を通過する車両の美杉地域への立ち寄りなど、経済活動の促進への寄与に期待できます。

<p>4-3 地元意向</p> <p>当該路線が通過する関係6市町により、「国道 368 号改修期成同盟会」が設立されており、地域間の交流促進のため、事業の早期完成を強く要望されています。</p> <p>また、地元自治会である「多気地区自治会連合会」から、事業の早期完成の要望がなされており、道路整備に大きな期待が寄せられています。</p>
<p>5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性</p> <p>5-1 コスト縮減</p> <p>流用土を積極的に活用して”材料費の縮減”を図ります。さらに、法面に張コンクリートによる防草対策を施し、除草による”維持管理費”の縮減を図ります。</p> <p>5-2 代替案</p> <p>現道の線形が急カーブ・急勾配となっており、拡幅しても道路構造令を満足しないことから、全線にわたる現道拡幅は困難です。なお、当該工区は山間地に囲まれているため、道路線形を変更すると、いずれかの部分でトンネルが必要となってきます。よって、現計画が最適と考えられます。</p> <p>また、用地買収が約9割完了し、工事着手していることから現計画が最適と考えられます。</p>
<p>再 評 価 の 経 緯</p>
<p>当事業は、平成26年度に事業着手しており、今回初めての再評価を行います。</p>
<p>事 業 主 体 の 対 応 方 針</p>
<p>三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点により再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。</p>
<p>委員会意見の概要【事業方針作成時に記述】</p>
<p>事業継続の妥当性が認められたことから事業継続を了承する。</p>
<p>対応方針【事業方針作成時に記述】</p>
<p>審査の結果、事業継続の妥当性が認められたことから、事業効果の早期発現に向け事業を継続して実施していきます。</p>
<p>事業方針の概要【事業方針作成時に記述】</p>
<p>計画的な事業執行には、円滑な用地確保や予算の確保が必要です。地元関係者へ事業内容や事業の影響を丁寧に説明し、円滑に用地交渉が進むように努めます。また、道路の必要性を国へ説明するなど、計画的な事業執行が図れるよう予算確保に努めます。</p>

※1 再評価実施事業は(下段前回)とし、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は(下段当初)とし、当初計画時の内容を記載する。

※2 再評価実施事業は、前回再評価時の内容を記載する。未実施の場合は、当初計画時の内容を記載する。

※3 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い費用対効果分析の結果を記載する。

※4 当該事業を所管する省庁の費用便益分析手法に従い感度分析の結果を記載する。